

社会福祉法人新宿区社会福祉事業団役員等 の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新宿区社会福祉事業団の役員、評議員及び評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の額、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償の額)

第2条 報酬及び費用弁償の額は、別表のとおりとする。

2 役員等の報酬及び費用弁償は、年度において総額50万円を超えない範囲で支給する。

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者には、この規程を適用しない。

- (1) 新宿区の職員である者
- (2) 社会福祉法人新宿区社会福祉事業団の職員である者及び報酬が支給される役員

(支払方法)

第4条 報酬及び費用弁償は、役員等が勤務を終了した後、速やかに支払うものとする。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 2 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

適 用 者		費用弁償の対象	報 酬	費用弁償の額
役 員	理 事	1 理事会出席	7,500円	2,500円
		2 議長業務	12,500円	2,500円
	監 事	1 理事会出席	7,500円	2,500円
		2 監査業務	12,500円	2,500円
評 議 員	評 議 員	1 評議員会出席	7,500円	2,500円
		2 議長業務	12,500円	2,500円
評 議 員 選 任 ・ 解 任 委 員	評議員選任・ 解任委員	1 委員会出席	2,500円	2,500円
		2 議長業務	7,500円	2,500円

社会福祉法人新宿区社会福祉事業団理事長の報酬 等に関する規程

(通 則)

第1条 社会福祉法人新宿区社会福祉事業団の理事長対し報酬及び手当（以下「報酬等」という。）を支給する場合は、この規程の定めるところによる。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、307,000円とする。

2 理事長の報酬等は、年度において総額500万円を超えない範囲で支給する。

(新たに就任したときの報酬)

第3条 新たに理事長となった者（再任された者を含む。）には、その日から報酬を支給し、月の途中で就任したときは、その報酬支給額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(退任時の報酬)

第4条 理事長が死亡したときは、当該死亡した日の属する月の報酬全額を支給する。

2 理事長が死亡以外の事由により退任し、又は解任されたときは、当該退任し、又は解任された日までの報酬を支給する。この場合において、その支給額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎とした日割によつて計算する。

(手 当)

第5条 理事長に対して支給する手当は、通勤手当とする。

2 通勤手当の額及び支給方法は、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(職員給与規程の準用)

第6条 報酬等の支給方法は、この規程に定めるほか、職員給与規程を準用する。

(委 任)

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。